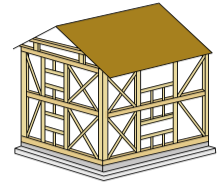


住宅リフォーム資金の一部を補助

住宅リフォーム資金の一部を補助

市民の皆さんが、市内の施工業者を利用して、自宅の補修、改修工事（住宅リフォーム）を行う場合、その費用の一部を補助します。次のすべてに該当する方

- ▶ 所沢市に居住し、住民登録（外国人登録を含む）をしている方
- ▶ 対象住宅（集合住宅の場合は専有部分）の所有者であり、かつ居住している方
- ▶ 市税の滞納がない方
- ▶ 対象住宅の所有者で過去にこの資金補助を受けていない方



- ▶ 工事がすでに着工されているものや、完了しているものは対象になりません。
- ▶ 住宅改修工事とは、建物の内外装の修理・修繕、建物の増改築および間取りの変更、居室・浴室・玄関・台所・トイレ等の改良・改善などです。
- ▶ 大工工事を含まないエアコン設置などは対象外です。

【注意事項】

- ▶ 補助金額 税抜き工事費の5%に相当する額（千円未満は切り捨て）で10万円を限度額
- ▶ 見積り金額と工事金額のうち、低い方の金額を補助対象とします。予算（500万円）の範囲内で申し込み先着で補助します。

【交付申請書類】

- ▶ 所沢市住宅リフォーム資金補助金交付申請書（様式第1号）
- ▶ 住民票または外国人登録原票記載事項証明書の写し
- ▶ 市税の未納税額のないことの証明書
- ▶ 住宅の固定資産税（土地・家屋）の明細書の写し
- ▶ 改修工事の見積書の写し
- ▶ 設計図
- ▶ 案内図
- ▶ 改修工事予定の現場写真
- ▶ 印鑑
- ▶ 申請書は、商工労政課に備え付けのほか、市HPからも入手できます。詳細は、お問い合わせください。
- ▶ 申請 5月2日(月)から、交付申請書類等を持参のうえ市役所2階商工労政課 ☎2998-9155 ☎2998-9162へ直接

我が家の耐震診断・相談会

市では、(社)埼玉建築士会入間第一支部所沢部会との共催で、木造住宅の無料簡易耐震診断・相談会を開催します。

- ▶ 日 5月29日(日)①午前9時30分～②10時30分～③11時30分～④午後1時～⑤2時～⑥3時～
- ▶ 相談時間は1時間以内です。
- ▶ 場 市役所6階604会議室
- ▶ 内 建築士による個別相談、耐震関係のビデオ上映、パネル展示等
- ▶ 対 昭和56年5月31日以前に、在来工法または枠組壁工法（2×4工法）で市内に建てられた、延床面積500㎡以下の平屋または2階建ての木造戸建住宅
- ▶ 定 いずれの時間帯も申し込み先着各5人
- ▶ 申 5月2日(月)から20日(金)までに、市役所2階建築指導課 ☎2998-9180へ新築や増築時の平面図、立面図、仕様書等を持参
- ▶ 〇 平面図がない場合は、部屋の寸法と柱、壁、窓や出入り口の位置が分かる間取り図をご用意ください。また、申し込み時に、建築年次、地盤や基礎の状況、屋根の仕上げ（瓦葺き、鉄板葺きなど）、外壁仕上げを確認します。



我が家の耐震診断・耐震改修補助事業

専門家による耐震診断等を受ける際および耐震改修を行った際の補助制度です。

◆耐震診断補助

補助対象建築物	補助対象者	補助額
昭和56年5月31日以前に着工した住宅（一戸建て・兼用・共同住宅、長屋）	一戸建て住宅および兼用住宅を所有または居住している方	耐震診断に要した費用の2分の1（3万円を限度）
	共同住宅および長屋を所有している方	耐震診断に要した費用の2分の1または住戸数×2万円のどちらか低い額（100万円を限度）

◆構造計算再チェック補助

補助対象建築物	補助対象者	補助額
昭和56年6月1日以後に着工した共同住宅	共同住宅を所有している方	構造計算再チェックに要した費用の2分の1（15万円を限度）

◆耐震改修補助

補助対象建築物	補助対象者	補助額
昭和56年5月31日以前に着工した住宅	一戸建て住宅および兼用住宅を所有または居住している方	耐震改修に要した費用の15.2%（20万円を限度）
	共同住宅および長屋を所有している方	耐震改修に要した費用の15.2%または住戸数×20万円のどちらか低い額（300万円を限度）

【留意事項】

- ▶ 規模・構造によっては対象とならないものもあります。
- ▶ 区分所有の共同住宅は、管理組合等での決議が必要です。
- ▶ 市税の滞納がない方
- ▶ 〇 詳細は、市HPをご覧ください。お問い合わせください。
- ▶ 申 必ず耐震診断・耐震改修を行う前に市役所2階建築指導課 ☎2998-9180 ☎2998-9152へ申請



地上デジタル放送に関するお知らせ

アナログ放送終了まであと3か月を切りました！

アナログ放送は、7月24日(日)正午から、ブルーバックの「お知らせ画面」に移行し、24時まではすべての放送が終了（完全停波）します。それまでに地上デジタル放送（地デジ）を視聴するための準備をしないとテレビを見ることができなくなります。

◆地デジを見るためには？

地デジ対応の受信機とUHFアンテナが必要です。受信機は、新たにデジタルテレビを購入するか、アナログテレビに地デジ用チューナーを取り付ける方法等があります。UHFアンテナは、南関東など、地域によって新たに設置・調整等が必要な場合があります。その他、ケーブルテレビに加入することにより視聴する方法もあります。

◆共同アンテナでテレビをご覧の方

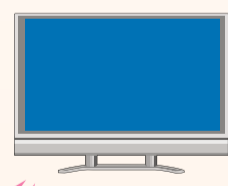
デジタル化のための共同アンテナの施設改修が必要です。ただし、今までは、ビル陰等を原因とする受信障害対策共聴施設でテレビをご覧の方は、受信障害が解消される場合、ご自宅にUHFアンテナを

◆設置することも可能です。

7月24日(日)のアナログ放送終了時期が近づくに従い、アンテナの設置・調整等の工事が集中し、間に合わなくなる可能性があります。できる限り早めに対応しましょう。

◆地デジに関する相談窓口

地デジの準備に当たり、「何をすればよいか分からない」という方や「テレビを買ったのにデジタル放送を受信できない」といった方へお手伝いをします。まずは、お電話ください。



問 デジサポ埼玉（総務省テレビ受信者支援センター）
http://digsupport.jp/branch/saitama/14/ ☎048-610-8080

◆地デジチューナー給付等の支援に関する相談窓口

経済的な理由等で地上デジタル放送に対応できない世帯（市町村民税非課税の世帯など）に対しては、簡易チューナーの無償給付などの支援も行っています。詳しくは

は総務省地デジチューナー支援実施センターまでお問い合わせください。

問 総務省地デジチューナー支援実施センター
http://www.chidejishien.jp/

◆NHK放送受信料全額免除世帯への支援について

市町村民税非課税世帯への支援について
☎0570-033840
☎044-966-8719

◆BSアナログ放送も7月24日(日)に終了しますのでBSデジタル放送への移行をお願いします。

BSアナログ放送も7月24日(日)に終了しますのでBSデジタル放送への移行をお願いします。